

発行所
長野県保険医協会

〒380-0906長野市鶴賀629-1
長野東口ビル9F
電話 026(226)0086
FAX 026(226)8698
E-mail nagano-hok@doc-net.or.jp
年間購読料 3,600円
(会員の購読料は会費に含まれています)



2011年(平成23年)6月25日
No.364(毎月1回25日発行)
(1990年6月22日第三種郵便物認可)

主な記事

県医団連・社協等の厚労省要請..2面、協同組合ニュース..3-4面、国保の保険料や一部負担減免状況一覧/記念講演の質疑部分..5面、ワクチン定期接種化ほか..6面

処分取り消し訴訟で初の勝訴 溝部医師の訴訟:国が上告せず東京高裁判決が確定

保険医療機関指定と保険医登録の取消処分の取り消しを求めて国を訴えていた溝部訴訟(山梨県甲府市の溝部こどもクリニック・溝部達子院長)の判決が5月31日東京高裁であり、取消処分について「裁量権の範囲を逸脱したものとして違法」とする一審の甲府地裁判決を支持し、国の控訴を棄却した。そして判決文が送達されて14日以内に国が最高裁への上告をしなかったため、原告溝部医師の勝訴が確定した。保険医療機関指定と保険医登録の取消処分が違法との判決は地裁段階ではあっても、国が控訴した高裁ではい

ずれも逆転判決(兵庫の細見訴訟、福島の飯塚訴訟)が出ており、高裁での勝訴並びに判決の確定も初めて。

東京高裁第10民事部の法廷で取消訴訟支援ネット(以下で支援ネット)の高久代表(岡山県保険医協会理事)はじめ支援ネット参加の保険医協会・保険医会の事務局(岡山、神奈川、長野、新潟、青森)、患者会、報道関係者が傍聴の中、11時30分、園尾裁判長より「控訴を棄却する」と下された。一瞬の沈黙の後、支援者から歓声が上がった。その1時間半後、同じ庁舎内の司法記者クラブでの原告記者会見



5月31日東京高裁や東京地裁の入る霞ヶ関一丁目の合同庁舎内の司法記者クラブでの原告側記者会見。正面左から石川弁護士、溝部医師、患者会の田中会長。

は、国が敗れた関係もあり、専門紙だけでなく、報道各社が詰めかけた。記者会見は原告代理人の石川弁護士、原告・溝部医師、支援してきた患者会「山梨小児医療を考える会」の田中会長が並んで行っており、それ自体、他の訴訟と異なり患者会の支えもあったこの裁判を象徴するものだった。

判決は、「裁量権の範囲の逸脱したものと違法」と認定。国の当該行政処分は「重きに過ぎ、比例原則に反する」と明示(高裁で比例原則の文言が追加) 控訴人(厚労省)が「処分理由となった行為の動機をはじめとする各事情を勘案することは健康保険関係法令の趣旨、目的との関係で考慮に値せず」と主張したことに対し、「処分理由とされるべき行為の動機をはじめとする諸事情も処分に当たって考慮しなければならないと解すべきである」とした。また行政処分の根拠となる事実認定にも高裁は踏み込み、不当検査とされた「1シーズン3回以上のインフルエンザウイルス抗体精密測定検査が保険診療上必要な限度を超えた不当な検査であるとする控訴人(厚労省)の主張は採用することが

できない」としたこと等をはじめ、診療がなく不正とされたうち8例については「患者を対面診察していた可能性が高いというべきであり、受診した事実がなかったとまでは認められない」とした。結果、不当・不正部分は一審の約41万円より少ない約37万円となった。

石川弁護士は記者会見の中で道路交通法の点数制度を例にあげ「何をすれば違反か、どういう処分を受けるかが明確」だが、保険医の指導・監査の枠組では「基準が明確でなく、指導担当者の判断で決めることができる」と贈収賄事件も起こした構造的背景を指摘、また監査後に取消と戒告しかなく「停止もない」等の問題点をあげた。

厚労省で予定しながらも表に出していない指導大綱と監査要綱の見直し案が今判決を受けどう動いていくか注目される。長野県保険医協会では、2004年11月に行政手続法を踏まえた指導・監査の見直し要求案をまとめていて、今回の判決確定を受けて、要求の再度の検討や記者会見会場で支援ネットがたたき台として配布公表した指導大綱・監査要綱改正案の検討等を行っていく予定だ。

改正介護保険法が成立

介護療養病床の効力6年延長、喀痰吸引等の介護職員へ拡大含む

改正介護保険法(「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」以下で改正法)が6月15日、参議院本会議で賛成多数(反対は共産、社民)で可決、成立した。施行は2012年4月1日。

業務範囲の問題で論議のある喀痰吸引や経管栄養等の医行為について介護福祉士並びに「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた介護職員に可能とする条文が改正法の社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正部分(2面参照)にあり、これも2012年度から実施となる。「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」の「中間まとめ」(10年12/16)では「将来的な対象拡大の可能性も視野に入れる」旨の明記もあり、介護職員が担う医行為を厚労省令で拡大していく仕組が整った点は注意が必要だ。

また本年度末で廃止予定だった介護療養病床については、「平成30年3月31日ま

での間、なおその効力を有する」と2017年度末までの6年間の存続が明記された。介護老人保健施設への転換が進まない状況や家庭での療養やリハビリ等が困難な要介護者の要望を受けてのもの。附帯決議では、3~4年後に介護療養病床の実態調査を行った上で、必要な見直しについて検討するとしているが、廃止方針が依然継続されている問題もある。

施行となる来春は、3年に1度の保険料見直し時期にあたる。現在66歳以上の保険料の全国平均は月4160円だが5千円突破(10年11/19厚労省公表の試算では5200円)も懸念され、法改正で、値上げ幅を押さえるため都道府県の「財政安定化基金」を活用してよいとされた。しかし、保険料の値上げは避けられない状況にある。保団連や長野協会で展開中の「患者・利用者負担を大幅に軽減」の国会請願署名の第4項で介護保険に関しては「家事援助や軽度要介護者の給付削減や利用料の引き上げは行わず、必要な介

基金長野支部審査委員名簿は次号

社会保険診療報酬支払基金長野支部

護サービスを安心して受けられる介護保険制度にしてください」と求めていた。

の審査委員が同支部幹事長より6月1日から2年任期で委嘱されているが、1名の委嘱が7月にずれ込んだため、本紙では、全委員が揃う7月1日現在での一覧紹介とした。次号2面で紹介の予定。

鶏声

昨年五月三日、今年六月二日に庭の巣箱からシジュウカラが巣立つた(と思つ)。成長したヒナが飛び立つ姿を見たが、全く気配を感じさせずに居なくなってしまう。親鳥が餌を運ぶ姿がある日見られなくなり、ヒナがチツチツと鳴く声が聞こえなくなり巣立つてしまったなどと思つ。今年の気候はおかしいなどと思つても、シジュウカラにとつては三日程度の違いで想定内のことだよつた。この国は、三月十一日に地震と津波に襲われた。未曾有のこと、想定外のこと、起こつたと言つているが「原発が必要なら人にとっては」と付けるべきだ。一方では、このような事態を予測し、警言を發していた人々がいたにもかかわらず、目先の力やモノや便利さにつられ、耳も目も口もふさいで少数意見を無視してしまつた。ヒトなど、自然の中ではフツと息を吹きかけられただけで吹っ飛んでしまつてどちつぽけな存在であることを忘れていた。科学技術を駆使し、場所を選び、巨額な投資をすることが出来れば、「安全な原発」を造ることは不可能ではないだろうが、国際競争力ばかりが重要視され医療にさえ効率を求める国、地震大国と言われる国ではどうだろう。ヒトはそう簡単には成熟するものではなく、安全な原発を造ることは人間業ではないのだらう。ヤオヨロズノカミを崇める私には、医療も自然の摂理に反して「永遠の命」を求め始めたように思つ。人類の歴史がこの先も長く続くことを願つたら、自然との折り合いを考えるときが来ている。(TAM)